

件名	原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を逸脱したとき。 (7号機直流電源系(B)の充電器故障)
通報日	平成23年9月11、12日
概要	<p>〈9月11日通報分〉</p> <p>本日12時38分に、125V直流電源系(B)の予備充電器の故障警報が発生した。</p> <p>通常側の充電器については、8月9日に不具合があり、これまで予備充電器側にて運用していた。</p> <p>今回の故障により、充電器が動作不能となったため、保安規定64条、66条に抵触することから、14時27分に運転上の制限からの逸脱と判断した。</p> <p>充電器の故障については、調査中。</p> <p>125V直流電源系(B)予備充電器の故障については、17時55分に復旧された。</p> <p>同時刻、運転上の制限からの逸脱からの復帰と判断。</p> <p>〈9月12日通報分〉</p> <p>昨日の運転上の制限からの逸脱事象について、保安規定の解釈、所内で検討した結果、適用条文を64条のみとした。</p> <p>66条の所内電源系に関しては、故障があった125V直流電源系の直流電源母線は、蓄電池からの電源供給により所定の電圧が確保されていたことから、運転上の制限は満足していると判断した。</p>